第１号様式（第３条関係）

　　年　　月　　日

萩市長　あて

**通話録音装置貸出申請書**



１.申請後、市で審査の上、設置が適切と判断した方に機器を貸し出します。審査段階で、申請者へ電話で聞き取りをする場合があります。

２.機器の貸出期間は、機器の引き渡しをした日から１年間となります。

３.機器設置を希望される場合は、消費生活センター職員が訪問し設置します。

**【　同　意　書　】**

萩市通話録音装置設置事業実施要綱第３条の規定により、通話録音装置の貸出を申請します。申請にあたっては、裏面の通話録音装置利用に伴う誓約事項に同意します。

署名

※担当課処理欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付 | 審査結果 | 不可の理由 |
|  | 可　・　不可 |  |
| 装置の設置日 | 　　　年　　　月　　　日から　　　　　　年　　　月　　　日 |

第１号様式（第３条関係）（裏面）

**通話録音装置利用に伴う誓約事項**

１．通話録音装置（以下「装置」という。）は、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には利用しません。

２．装置は、私自身の責任において大切に利用します。

３．装置を第三者へ転貸しません。

４．装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに萩市へ連絡します。

５．貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに萩市へ届け出ます。

６．万一、破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。

７．使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により装置を利用しなくなったときは、速やかに装置を返却します。

８．何らかの理由により、利用者が装置を返却または破損・紛失に伴う実費負担ができない場合、親族等代理人が利用者の代わりに装置を返却または弁償します。